

監査公表 第 5 号

地方自治法第199条第14項の規定により、筑後市長から監査の結果に基づく措置の内容の通知を受けたので、同項及び筑後市監査基準第21条第1項の規定により公表する。

令和8年9月29日

筑後市監査委員 木 庭 雄 二
筑後市監査委員 大 石 昭 彦

定期監査の結果に基づく措置について

	改善を要する事項		措置の内容
議会事務局	業務委託契約について	業務契約を締結したのちは、契約書に定めるもののほか、仕様書等に従い誠実に履行しなければならない。 しかしながら、令和7年5月8日付で締結した業務委託単価契約（会議録作成委託業務）では、仕様書において納入期限日を議会終了後60日以内と定めているにもかかわらず、6月、9月及び12月定例会の議事録について、納入期限の不履行が生じている。 このことにより、会議録デジタル化業務委託における会議録データ更新に、遅延が生じる影響を及ぼしている。	令和8年度の契約に向けて仕様を見直し、初稿での正確度を99.9%以上と明記し、受託者に対して責任ある管理体制の実施を求めることとしました。 その上で、初稿段階で基本仕様が満たされていない場合は、即時に受託者へ再整備を指示し、指定納入期限内での再納入を求めます。 月次で進捗状況を確認し、遅延の兆候が見られた場合は、早期に対応するものとします。

企画調整課	歳入と歳出の相殺について	地方自治法第 210 条では、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないと定められている（総計予算主義の原則）。よって、歳出と歳入の相殺は認められない。 しかしながら、筑後市マイホーム取得支援事業において、令和 6 年度に支給すべき奨励金 45,000 円に対し、事務処理の誤りにより 91,000 円を支給していたため 46,000 円の過払い金が発生しているが、この令和 6 年度の過払い金を令和 7 年度支給の奨励金 45,000 円と相殺し、差額 1,000 円を返還金として納付させており、不適切な事務処理となっている。	今後、同様の事例にあっては現金の授受に及ぶまで相殺を行うことの無いよう運用を改めます。
--------------	---------------------	--	--